



宮 崎 県 公 報

平成25年 8 月22日 (木曜日) 第 2516 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

| | |
|---------------------------|-----------|
| 告 示 | 頁 |
| ○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意 | (水産政策課) 1 |
| ○道路の区域の変更 | (道路保全課) 1 |
| ○道路の供用の開始 | (") 1 |
| 公 告 | |

| | |
|---|-----------|
| ○地図及び簿冊の認証 | (農村計画課) 2 |
| ○県営土地改良事業計画の策定 (2 件) | (農村整備課) 2 |
| 病院局公告 | |
| ○入札公告 (2 件) | 2 |
| 公安委員会規則 | |
| ○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則 | 4 |
| 正 誤 | |
| ○平成25年 7 月 1 日付け県公報 (第2501号) 中 | 6 |

告 示

宮崎県告示第 480号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成25年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| | |
|------------|------------------------------|
| 同意成立の届出年月日 | 平成25年 7 月 9 日 |
| 発起人の住所及び氏名 | 延岡市 浅井良賢 延岡市 砂田隆博 |
| 加入区 の 名 称 | 延岡市第一加入区 |
| 区 域 | 延岡市漁業協同組合の地区のうち旧延岡東漁業協同組合の地区 |
| 区 分 | 小型機船底びき網等漁業、小型定置漁業及び小型漁船漁業 |

宮崎県告示第 481号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 8 月22日から平成25年 9 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|------|-------|-------|--|------|--------------|-----------|
| 355 | 県道 | 旭村木脇線 | 東諸県郡国富町大字木脇字桑鶴1730番地先から同郡同町同大字同字1739番1地先まで | 旧 | 7.1 ~ 13.1 | 157.4 |
| | | | | 新 | 10.4 ~ 34.0 | 146.0 |

宮崎県告示第 482号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 8 月22日から平成25年 9 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|--|--------------|
| 355 | 県道 | 旭村木脇線 | 東諸県郡国富町大字木脇字桑鶴1730番地先から同郡同町同大字同字1739番1地先まで | 平成25年 8 月22日 |

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成25年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
児湯郡西米良村
- 2 地籍調査を行った期間
平成21年 8 月 1 日から平成23年 3 月11日
- 3 地籍調査を行った地域
児湯郡西米良村大字上米良の一部
- 4 認証年月日
平成25年 8 月 8 日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、波瀬地区県営土地改良事業（日之影町、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 8 月22日から平成25年 9 月20日まで
- 3 縦覧場所
日之影町役場建設課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、高畑地区県営土地改良事業（五ヶ瀬町、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 8 月22日から平成25年 9 月20日まで
- 3 縦覧場所
五ヶ瀬町役場環境建設課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年 8 月22日

県立延岡病院長 楠 元 志都生

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 核医学画像診断装置（SPECT/CT）一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 物品納入期限 平成26年 2 月28日（金）
- (4) 納入場所 県立延岡病院放射線科
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成25年宮崎県告示第 124号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 薬事法（昭和35年法律第 145号）第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第 93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ア、イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成25年 8 月29日（木）までに県立延岡病院医事課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合

わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路 2 丁目 1-10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181
- (2) 期間 平成25年 8 月22日から平成25年 8 月30日まで (土曜日、日曜日を除く。)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県立延岡病院医事課財務担当
- (2) 期間 平成25年 8 月22日から平成25年 8 月30日まで (土曜日、日曜日を除く。)

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 県立延岡病院 2 階地域医療センター 宮崎県延岡市新小路 2 丁目 1-10
- (2) 日時 平成25年 8 月23日 (金) 午後 2 時00分

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立延岡病院医事課財務担当
- (2) 提出期限 平成25年 9 月 2 日 (月) 午後 2 時00分
(送付にあっては平成25年 9 月 2 日 (月) 午前12時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあっては、書留郵便に限る。) により提出すること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立延岡病院 2 階地域医療センター 宮崎県延岡市新小路 2 丁目 1-10
- (2) 日時 平成25年 9 月 2 日 (月) 午後 2 時00分

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号) 第81条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路 2 丁目 1-10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the Products to be Purchased: Nuclear medicine video diagnosis device (SPECT/CT) 1Set
- (2) Time Limit for Tender:2:00 p.m. 2 September, 2013
- (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka-City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. Tel:0982-32-6181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年 8 月22日

県立延岡病院長 楠 元 志都生

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 生理機能検査システム及び脳波ネットワークシステム 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 物品納入期限 平成26年 1 月31日 (金)
- (4) 納入場所 県立延岡病院臨床検査科
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成25年宮崎県告示第 124号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 薬事法 (昭和35年法律第 145号) 第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和46年宮崎県告示第 93号) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ア、イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成25年 8 月29日 (木) までに県立延岡病院医事課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路 2 丁目 1-10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181
- (2) 期間 平成25年 8 月22日から平成25年 8 月30日まで (土曜日、日曜日を除く。)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県立延岡病院医事課財務担当
- (2) 期間 平成25年 8 月22日から平成25年 8 月30日まで (土曜日、日曜日を除く。)

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 県立延岡病院 2 階地域医療センター 宮崎県延岡市新
小路 2 丁目 1-10
- (2) 日時 平成25年 8 月23日 (金) 午後 1 時30分
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 県立延岡病院医事課財務担当
- (2) 提出期限 平成25年 9 月 2 日 (月) 午後 1 時30分
(送付にあつては平成25年 9 月 2 日 (月) 午前12時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあつては、書留郵便に限る
。)により提出すること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 県立延岡病院 2 階地域医療センター 宮崎県延岡市新
小路 2 丁目 1-10
- (2) 日時 平成25年 9 月 2 日 (月) 午後 1 時30分
- 8 入札保証金
入札保証金については、宮崎県病院局財務規程 (平成18年宮崎
県病院局企業管理規程第15号) 第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする
。
- 10 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

- 11 契約に関する事務を担当する部局等
県立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路 2 丁目 1-
10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づ
く政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情
検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場
合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the Products to be Purchased: A
physiological function testing system and a brain-wave net-
work system 1Set
- (2) Time Limit for Tender:1:30 p.m. 2 September, 2013
- (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs Division, M-
iyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji No-
beoka-City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. Tel : 0982-
32-6181

公安委員会規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則をここに公布する。

平成25年 8 月22日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第 6 号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号。以下「法」という。) に基づき、宮崎県公安
委員会 (以下「公安委員会」という。) が行った行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象とする行政処分)

第 2 条 公表の対象とする行政処分 (以下「公表対象処分」という。) は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 7 条第 1 項の規定による認定の取消し
- (2) 法第22条第 1 項又は第25条第 2 項第 1 号の規定による指示 (公安委員会が行うものに限る。)
- (3) 法第23条第 1 項又は第25条第 2 項第 2 号の規定による営業停止命令
- (4) 法第24条第 1 項又は第25条第 2 項第 3 号の規定による営業廃止命令

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、公表対象処分であっても公表しないものとする。

- (1) 法第 7 条第 2 項、第23条第 3 項若しくは第24条第 2 項の規定による同意又は法第23条第 2 項の規定による国土交通大臣からの要請
に際し、国土交通大臣から当該公表対象処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該公表対象処分の公表が適切でないと公安委員会が認める特段の事情がある場合

(公表の内容)

第 3 条 公表の内容は、公表対象処分を受けた者に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 (平成14年国家公安委員会規則第11号) 別記様式第 2
号に記載する一連番号 (以下「認定証番号」という。)
- (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市町村
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った公安委員会

(公表の方法)

第 4 条 公表は、宮崎県警察のホームページに、自動車運転代行業者公表対象処分表（別表）を掲載することにより行うものとする。
（公表の期間）

第 5 条 公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して 2 年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 4 条関係）

自動車運転代行業者公表対象処分表

| | | |
|------------------|----------------------------|-----------|
| 被 処 分 者 | 認 定 証 番 号 | 公安委員会 第 号 |
| | 自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号 | |
| | 主たる営業所が所在する市町村 | |
| | 処 分 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 処 分 内 容 | |
| | 処 分 理 由 | |
| | 根 拠 法 令 | |
| | 処分を行った公安委員会 | 公安委員会 |

注 1）処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注 2）処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。

正 誤

平成25年7月1日付け県公報（第2501号）中

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---|------------------|------------------|
| 5 | 右 | 5 | 宮崎県公営企業告示 第2号 | 宮崎県公営企業告示 第1号 |